

東かがわ市観光協会写真素材の利用に関する指針

令和4年9月1日制定

(趣旨)

第1条 この指針は、東かがわ市観光協会写真素材の利用について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この指針において東かがわ市観光協会写真素材（以下「写真素材」という。）とは、一般社団法人東かがわ市観光協会（以下「法人」という。）が所有及び第三者から法人に提供された東かがわの自然、景観、祭り、風物詩、特産品、郷土料理、フォトコンテスト受賞作品などの写真の素材をいう。

(権利の帰属)

第3条 写真素材は、著作権法その他の法令によって保護されており、法人及び法人に写真素材を提供した第三者が著作権その他の権利又は利用権限を保有する。

(使用許可の申請)

第4条 写真素材を使用しようとする者は、東かがわ市観光協会写真素材使用申請書（様式第1号）を一般社団法人東かがわ市観光協会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

2 会長は、前項の規定による申請の内容について確認の必要があると認めるときは、関係書類等の提出を求めることができる。

(使用の承認)

第5条 会長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、東かがわ市観光協会写真素材使用承認（不承認）通知書（様式第1号）により、申請者に通知するものとする。

2 会長は、東かがわ市の観光振興に効果があると認められるものについて、写真素材の使用を承認するものとし、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を承認しないものとする。

- (1) 法令又は公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (2) 東かがわ市又は写真に含まれる人物・物品・建築物・場所等の信用や品位を傷つけ、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (3) 特定の個人、政治、思想又は宗教の活動のみを意図して使用し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (4) 不当な利益を目的として使用し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (5) 自己を標示するために使用し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (6) その他会長が使用について不相当であると認めたとき。

3 会長は、第1項の規定により使用の承認をする場合において、条件を付すことができる。

(使用上の遵守事項)

第6条 前条第1項の規定により、写真素材の使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用の承認を受けた目的及び用途にのみ使用すること。
- (2) 善意を持って著作権保護に努め、データの管理を行うこと。
- (3) 写真素材の二次加工をしないこと。ただし、観光宣伝物、出版物及び販売促進の資料における使用のため、被写体のイメージを損なわない範囲でのトリミング及び画質補正はこの限りではない。
- (4) 使用承認によって生ずる権利を他に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (5) 写真素材を使用するときは、その成果品に「写真提供 東かがわ市観光協会」等、画

像元を明示すること。

- (6) 使用承認に係る成果品は、完成後、速やかに会長に提出すること。ただし、提出が困難である場合は、その形状及び写真素材の使用状態の分かる写真の提出をもって、代えることができる。
- (7) この指針に定めていない事項、又は疑義ある事項については、法人と協議のうえ使用する。

(使用承認の取消し)

第7条 会長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用承認を取り消すことができる。

- (1) 第6条各号に掲げる事項に違反したとき、又は違反することが判明したとき。
 - (2) 偽りその他不正の手段により使用承認を受けたとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、会長が使用について不相当と認めるとき。
- 2 会長は前項の規定により使用の承認を取り消したときは、使用者に対し、その理由を明記した書面をもって通知するものとする。
- 3 第1項の規定により使用の承認を取り消された者は、前項の通知があった日以後、当該使用の承認に係る成果品を使用してはならない。
- 4 会長は、使用者が使用の承認を取り消されたことにより生じた損害については、賠償する責任を一切負わないものとする。

(苦情等の処理)

第8条 使用者は、写真素材の使用に係る成果品に関して苦情等があったときは、自己の責任において必要な措置を講じるとともに、会長にその旨を報告しなければならない。

(その他)

第9条 この指針に定めるもののほか、写真素材の使用について必要な事項は、別に定める。

附 則

この指針は、令和4年9月1日から施行する。

様式第1号（第4条、第5条関係）

年 月 日

一般社団法人東かがわ市観光協会
会長 様

申請者 住 所
申請者(団体名)
代表者氏名
TEL FAX
e-mail

東かがわ市観光協会写真素材使用申請書

下記のとおり「東かがわ市観光協会写真素材」を使用したいので、申請します。

記

- 1 使用したい写真素材
- 2 使用目的及び媒体（発行物名称・発行日など）
- 3 使用形態 ①写真をそのまま掲載 ②写真を素材として使用 ③ネット上に表示 ④展示
- 4 成果品使用期間 年 月 日 ～ 年 月 日

◆素材使用許諾条件

- ・ 成果品（掲載した発行物など）を1部お届けください。無理な場合はコピーでも可。
[送り先]〒769-2701 東かがわ市湊1847番地1 一般社団法人東かがわ市観光協会宛
- ・ 画像の使用許諾権利を第三者に譲渡したり、使用目的以外に使用することを禁じます。
- ・ 東かがわ市観光協会の提供である旨の表示をお願いいたします。

【例】東かがわ市観光協会提供、写真提供東かがわ市観光協会 など

東かがわ市観光協会写真素材使用承認（不承認）通知書

上記申請について承認します（不承認とします）。

不承認理由

年 月 日

一般社団法人東かがわ市観光協会
会長

（公印省略）